



健保だより

2023年12月8日
日東電工健康保険組合

COVID-19が5類へ移行となり、初めての冬を迎えます。しかしながら依然警戒は必要です。手洗い、マスク着用、社会的距離の確保など、基本的な予防策を守り続けることが重要です。一人ひとりが責任を持って行動することで、私たちはこの冬を安全に過ごすことができます。そして、明るい春を迎えましょう。

さて、健康保険組合からの情報発信「健保だより」です。お目通しください。

1. 被扶養者(ご家族)の資格調査

毎年の調査となります。年始から順次、調査票を配布しますので、ご協力の程お願いします。

◆調査の目的

就職や結婚などで異動がありながら、扶養から抜けるお届を頂いていない方が散見されます。また、収入が基準額を超えると扶養から抜ける手続きが必要ですが、お届が無い方もおられます。このような状況を放置すると、本来は資格が無いその人たちの医療費も健保組合が負担する事となり、(健保)財政の悪化につながります。その為、資格を失った方には、きちんとその手続きを取って頂くために、毎年、資格の有無を調査します。

◆調査の対象者

19歳以上の被扶養者がおられる被保険者へ調査票をお配りします。

2022年12月末日までに扶養認定された対象者には、調査票に必要事項をご記入のうえ、必要に応じて添付書類も付けて頂きます。

2023年1月1日以降に扶養認定された対象者は、調査票の記載事項を確認してください。

◆「年収の壁・支援強化パッケージ」の取り扱い

一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円以上(60歳以上または障害年金受給者は180万円以上)となる場合でも、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断することとなりました。具体的には、人手不足による残業の発生など一時的な収入変動である旨を事業主が証明する書類を、加入している健康保険組合に提出することで、年収が130万円以上(180万円以上)となっても引き続き被扶養者として認定する運用となります。ただしこの時の証明書は、厚生労働省が指定した様式を使用する必要があります。また申請の際には雇用契約書の写しも添えてください。

(注：雇用契約書上はあくまでも扶養範囲であること、また総合的に判断する為、申請しても認定されるかは別途判断となることをご承知下さい。)

「年収の壁・支援強化パッケージ」は、あくまでも暫定的な措置で、被扶養者認定に関しては原則として連続2回までが上限となっています。

証明書は厚生労働省のHPもしくは当健保のHPからダウンロード下さい。



2. ジェネリック医薬品の使用促進通知

調剤薬局のレセプトから通知対象者を抽出いたしました。ご案内の通知ハガキをご自宅へ郵送いたしますので、ぜひこの機会にジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。自己負担額が大幅に安くなるケースもありますのでとってもお得です。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには、‘お願いカード’を提示するのが簡単です。健保組合ホームページのトップページ右下にある‘ジェネリック医薬品の活用’から‘お願いカード’をダウンロードできます。

尚、通知ハガキは対象者のみに送付しますので、全員にハガキが届くわけではありません。

ジェネリック医薬品の活用 

3. ‘医療費のお知らせ’ 配布

毎年、2月中旬頃に被保険者の方へ配布しています。お手持ちの領収書と突き合わせてご確認ください。もしも身に覚えの無い受診が載っていたり記載金額に齟齬がありましたら、健保組合までお知らせください。

また、医療費控除の申告の際に、領収書に代えて「医療費のお知らせ」を添付する事ができます。ただし、「医療費のお知らせ」に記載されていない期間や診療、市販薬や通院交通費等については領収書が必要です。

尚、‘医療費のお知らせ’は、再発行できませんので、大切にお取り扱いください。



<http://www.nittodenko-kenpo.or.jp/>

～Nitto健保のホームページはご自宅でもご覧いただけます～

